

市職員の給与など 人事行政の運営状況



市民の皆さんに、市職員の任用、給与、勤務条件、服務などの人事行政の運営状況をお知らせします。
詳しくは、市ホームページをご覧ください。

☎ 人事課 (TEL049・262・9008)

職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

●職員の勤務時間および週休日 (令和6年度)

| 1週間の勤務時間 | 勤務時間の割り振り | | | |
|----------|-----------|---------|---------|-------|
| | 始業 | 終業 | 休憩時間 | 週休日 |
| 38時間45分 | 午前8時30分 | 午後5時15分 | 正午～午後1時 | 土・日曜日 |

※保育所などでは、勤務形態が異なる場合があります。

●年次有給休暇 (令和5年度)

1人当たり平均使用日数=14.60日

●休暇など

| | |
|--------|---|
| 年次有給休暇 | 年20日とし、繰越は20日まで |
| 特別休暇 | 選挙権の行使、結婚、出産、夏季、交通機関の事故、子の看護など特別の事由により勤務しないことが相当であると認められる期間 |
| 病気休暇 | 負傷または疾病のため、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合は、90日以内の期間 |
| 育児休業 | 3歳に満たない子を養育するための期間 |
| 介護休暇 | 配偶者・父母・子・同居の祖父母・兄弟姉妹などで負傷・疾病・老齢により日常生活に支障のある者を介護する場合、2週間～6カ月の期間 |

職員の研修の状況

職員研修計画を策定し、職員の資質・公務能率の向上に努めています。

●職員研修の実施状況 (令和5年度)

| 研修の種類 | 修了者数 | 研修の種類 | 修了者数 |
|-------|------|--------|------|
| 階層別研修 | 363人 | 派遣研修 | 45人 |
| 特別研修 | 541人 | 広域共同研修 | 48人 |
| | | 合計 | 997人 |

職員の福祉および利益の保護の状況

●職員の福利厚生 (共済組合)

| | |
|------|------------------------------|
| 短期給付 | 公務外の病気やけがの治療、出産、死亡、休業、災害時の給付 |
| 長期給付 | 老齢・障害・遺族の各厚生年金などの年金給付 |
| 福祉事業 | 保健、宿泊、貯金、貸付などの事業 |

●公平委員会の業務の状況 (令和5年度)

| | |
|-----------------|----|
| 勤務条件に係る措置の要求 | なし |
| 不利益処分に関する不服申し立て | なし |

●育児休業および部分休業の取得状況 (令和5年度)

| | |
|------|-----|
| 育児休業 | 40人 |
| 部分休業 | 36人 |

職員の分限および懲戒処分の状況

分限処分とは、公務能率の維持を目的に職員に対してなされる処分であり、制裁的意味合いはありません。一方、懲戒処分とは、職員の義務違反に対する道義的責任を問い、秩序維持を図る制裁的処分です。

●職員の分限と懲戒処分 (令和5年度)

| 区分 | 種類 | 該当者 |
|------|-------|-----|
| 分限処分 | 降任・免職 | なし |
| | 休職 | 8人 |
| 懲戒処分 | 戒告 | なし |
| | 停職 | なし |
| | 減給・免職 | なし |

※休職とは、心身の故障のため長期療養を要するものに対する処分です。休職となった場合、休職の期間が満1年に達するまでは、給料および手当の100分の80が支給され、休職が1年を経過したときは無給となります。また休職期間中は埼玉県市町村職員共済組合から傷病手当金として、市から支給される給与との差額が1年6カ月間支給されます。

職員のサービスの状況

全ての職員は「全体の奉仕者」として公共の利益のために勤務し、職務遂行に当たっては、全力で奉仕しなければなりません。このサービスの基本原則を忠実に実行するため、地方公務員法では、職員に次のような義務を課しています。

- ・法令および上司の職務上の命令に従う義務
- ・信用失墜行為の禁止
- ・職務に専念する義務
- ・争議行為などの禁止
- ・秘密を守る義務
- ・政治的行為の制限
- ・営利企業などの従事制限

●職員の人事評価の状況

全職員を対象に、毎年度10月に中間評価、2月に暫定評価、3月に最終評価を行い、昇給額・勤勉手当・昇任に活用しています。

●職員の退職管理の状況

行政職8級(部長級)の職員が退職した場合は「ふじみ野市退職管理に関する規則」により、営利企業などに再就職する場合には市への届け出を義務付けています。令和5年度の届け出はありませんでした。

職員の任免および職員数に関する状況

●新規採用と再任用および退職 (令和5年度)

| 区分 | 新規採用 | 再任用 | 定年退職 | 勸奨退職 | 自己都合等退職 |
|-------|------|-----|------|------|---------|
| 一般行政職 | 27人 | 39人 | 0人 | 3人 | 12人 |
| 技能労務職 | 0人 | 4人 | 0人 | 0人 | 1人 |

●職員数 (各年4月1日現在)

| 部門 | 職員数 | | | 令和4年増減数 | 令和5年増減数 | 令和6年増減数 |
|-------------------|------|------|------|---------|---------|---------|
| | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 | | | |
| 一般行政部門・教育・公営企業の合計 | 654人 | 658人 | 671人 | 11人 | 4人 | 13人 |

※再任用職員(短時間)は含みません。

●級別職員数および技能労務職員数 (令和6年4月1日現在)

| 区分 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 7級 | 8級 | 計 | 技能労務職 | 合計 |
|----------|------------|----------|--------|-----------|-------|-------|-------|-------|------|----------------------------|------|
| 標準的な職務内容 | 主事補 技師補 | 主事 技師 | 主任 | 係長 副主査 | 副課長 | 課長 | 副参事 | 部長 | - | 土木技能員、 自動車運転員、 調理員など | - |
| 職員数 | 45人 | 78人 | 273人 | 112人 | 52人 | 32人 | 21人 | 12人 | 625人 | 46人 | 671人 |
| 構成比 | 7.2% | 12.48% | 43.68% | 17.92% | 8.32% | 5.12% | 3.36% | 1.92% | 100% | - | - |

※標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

職員の給与の状況

●職員給与費

(令和5年度一般会計決算)

| | |
|-----------------|-------------|
| 職員数(A) | 566人 |
| 給料 | 2,207,700千円 |
| 職員手当 | 573,170千円 |
| 期末・勤勉手当 | 927,128千円 |
| 計(B) | 3,707,998千円 |
| 職員1人当たり給与費(B/A) | 6,551千円 |

※職員手当に、退職手当は含みません。
※職員数は、全職員数から水道事業、下水道事業、国民健康保険事業、後期高齢者医療保険事業、介護保険事業に関わる職員を除いた数です。

●職員の平均給料月額と平均年齢 (令和6年4月1日現在)

| 区分 | 平均給料月額 | 平均年齢 |
|-------|----------|-------|
| 一般行政職 | 314,985円 | 43.2歳 |
| 技能労務職 | 345,161円 | 54.7歳 |

●職員の初任給

(令和6年4月1日現在)

| 区分 | 初任給 |
|-------|----------|
| 一般行政職 | 202,400円 |
| 高校卒 | 176,100円 |

●特別職の報酬など

(令和6年4月1日現在)

| 区分 | 給料(月額) | 期末手当 |
|-----|----------|------------|
| 市長 | 879,000円 | 6月期 2.25月 |
| 副市長 | 745,000円 | 12月期 2.25月 |
| 教育長 | 689,000円 | 計 4.50月 |

| 区分 | 報酬(月額) | 期末手当 |
|-----|----------|------------|
| 議長 | 464,000円 | 6月期 2.25月 |
| 副議長 | 410,000円 | 12月期 2.25月 |
| 議員 | 382,000円 | 計 4.50月 |

●職員手当 (令和6年4月1日現在)

| 区分 | 支給内容(月額) |
|--------------|--|
| 扶養手当 | 配偶者、その他 6,500円(3,500円) ※()は行政職8級。 子 10,000円 ※年齢による加算措置有り。 |
| 地域手当 | 12% |
| 住居手当 | 借家・借間 28,000円(最高限度額) |
| 期末手当 勤勉手当 | 期末手当 勤勉手当 6月期 1.225月分 1.025月分 12月期 1.225月分 1.025月分 計 2.45月分 2.05月分 ※職制上の段階などによる加算措置有り。 |
| 通勤手当 | ・交通機関利用者は運賃相当額(月55,000円限度) ・交通用具使用者は通勤距離に応じた額 |
| その他手当 | 退職手当・特殊勤務手当 |